

持続化給付金の相談は民商へ

5月1日から、国の持続化給付金の申請が開始され、新津民商には毎日のように持続化給付金の相談が来ています。

新津民商の会員では6月15日現在、約80人が申請を完了して、6月初めまでに申請した人のほとんどに給付金が振り込まれました。

持続化給付金の申請相談は、飲食業、理美容業、サービス業、小売業、建設建築関連業、製造加工業、運送業など幅広く、新型コロナウイルスの影響がどの業種にも広がっています。

※国の持続化給付金 (給付額は法人 200万円まで個人事業者 100万まで)

新型コロナウイルスの影響で、2020年1月以降の売上が前年同月比で50%以上減少の月が1か月でもある小規模事業者が対象です。

(例)青色申告・法人…2019年5月売上50万、2020年5月売上25万以下

(例)白色申告・農業申告…2019年1年間売上300万円の場合

300万÷12=25万、12万5千円以下の売上が1か月でもある業者

源泉税特例納付・社保算定基礎届相談会

とき 7月7日(火) 午前10時~午後3時 秋葉区・村松地区・阿賀町
7月8日(水) 午前10時~午後3時 五泉市(村松地区除く)

場所 新津民商事務所

持参するもの

- ※ R2年1月からの賃金台帳
- ※ 事業所ゴム印・代表印
- ※ 社会保険庁からの書類(封書)
- ※ 税務署からの書類(納付書必須)R1年、年末調整のときのもの
- ※ ボールペン・電卓



のぶちゃん⑮

かけまーじゃん

黒川氏、軽い処分だったな~



くろかわ かけまーじゃん 検索

黒川 加計 麻雀 検索

「賭け」が「加計」になっちゃったよ!



のぶちゃんは、パソコンに不慣れです...

お願い

「事務所には電話予約をしてから来所を！」

新型コロナウイルスの影響で、例年よりも相談が多くなっています。

突然の来所・相談には対応できないことがあります。また事務局員も不在になることがあります。

予約者の相談を優先にしていますので、必ず事前に電話予約をしてから、来所していただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

民商ニュース

2020年
6月22日

新津民商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL (0250) 231-1353
FAX (0250) 231-5544